

閑上漁港の指定施設（護岸及び物揚場横泊地等）に係る指定管理者の指定について

- 1 施設概要 施設名 閑上漁港の指定施設（護岸及び物揚場横泊地並びに物揚場横泊地）
所在地 名取市閑上字東須賀地先
名取市閑上5丁目地先
- 2 募集期間 平成29年7月18日から8月31日まで
- 3 応募団体（1団体） 宮城県漁業協同組合
- 4 審査日程 第一次審査（書類審査） 平成29年 9月 1日から
平成29年 9月25日まで
第二次審査（ヒアリング） 平成29年10月26日
- 5 審査方法 平成29年10月26日に宮城県農林水産部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を踏まえた施設となっているか。 人員体制及び配置計画は、施設の業務に十分対応できるものであるか。 施設の維持管理計画が適正であるか。 現金の取扱い等、使用料の管理は適切であるか。 利用者サービス向上に向けた取組計画が計画されているか。 利用者の増加に向けた取組がなされているか。 事故の防止対策、事故が発生した際の体制づくりが的確になされているか。 防犯及び防災に対する対応体制が適切か。 個人情報保護の考え方は適切か。 情報の管理体制は適切か。 	40点
申請者の能力	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な運営が可能となる人的能力を備えているか。 安定的な運営が可能となる経理的な基盤を備えているか。 施設の管理実績は十分か。 事業に対する取組姿勢は適正か。 	40点
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 経費の積算、配分等が適切であり、実現性・具体性があるか。 宮城県の見込んでいる金額を超えていないか。 施設の管理、運営以外の目的に費用が計上されていないか。 	20点

6 選定委員の氏名等

	氏名	所属・職
委員長	小林 徳光	宮城県農林水産部次長（技術担当）
副委員長	松浦 富雄	宮城県小型船安全協会会長
委員	大越 和加	東北大学大学院農学研究科准教授
委員	斎藤 まゆみ	有限会社まるきた商店代表取締役 ※選定委員会欠席
委員	梅本 和彦	宮城県農林水産部次長（技術担当）

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	合計	平均	摘要
宮城県漁業協同組合	計画の内容及び実現性	25	27	26	29	107	26.8	指定管理者候補者
	申請者の能力	28	32	30	32	122	30.5	
	収支計画	12	12	12	12	48	12.0	
	合計	65	71	68	73	277	69.25	

8 指定管理者候補者の提案価格（収支計画）5年間合計

収入総額 7, 555, 000円（うち県指定管理料 7, 555, 000円）

支出総額 7, 555, 000円

9 指定管理者候補者

団体名 宮城県漁業協同組合

代表者名 代表理事理事長 小野 秀悦

所在地 石巻市開成1番27

10 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

11 選定理由

- (1) 管理運営を行う人員体制が適切に計画されている。また、事務所が当該施設の近隣に存在することにより、即応体制が確保され、利用者の利便性や緊急時の対応についても、必要な資格を有するなど、適正な計画であると認められた。
- (2) 当該団体は、海に精通した職員で組織され、また、当該施設の管理業務の経験があるなど、指定管理者としての能力を十分有していると認められた。
- (3) 収支計画については、経費の節減を図り、効率的な管理運営ができるものと認められるなど、県への貢献が期待できる。

12 指定管理者の指定

宮城県農林水産部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、平成29年11月県議会の議決を経た上で、平成29年12月14日に指定管理者に指定した。